

諮問番号：平成29年度諮問第8号

答申番号：平成30年度川行審答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は妥当とは言えず、本件審査請求には理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、本件審査請求に係る処分を取り消すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消して障害等級2級とするとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

病状も良くなることもなく、老いも重なりできないことも多くなっている。

過度のストレスから歩行困難になり救急搬送になり「入院になります」と医師から告げられた。

2 審査庁の見解

(1) 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件処分に至る手続について

本件処分は、審査請求人からの適法な申請に対し、精神保健福祉センターにおいて障害等級を認定しているもので、その手続に関しては法令に従い適正に行われており、違法又は不当な点は見受けられない。

イ 審査請求人の障害等級について

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（平成7年9月12日付け健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「障害等級判定基準」という。）によると、診断書の記載内容に基づき、精神疾患の存在の確認、精神疾患（機能障害）の状態の確認、能力障害（活動制限）の状態の確認、精神障害

の程度の総合判定という順を追って行うものとされている。

これに従い、本件診断書の記載から、本件処分に係る処分庁の判断につき検討すると以下のとおりとなる。

(ア) 精神疾患の存在の確認

本件診断書には主たる精神障害として「気分障害 ICDコード F34」とあり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条の精神疾患を有していることが確認できる。

(イ) 精神疾患（機能障害）の状態の確認

本件診断書の「4 現在の病状、状態像等」及び「5 4の病状、状態像等の具体的程度、病状、検査所見」記載部分だけでは、障害等級判定基準に照らしてどの障害等級に該当するかは必ずしも判然としない。

(ウ) 能力障害（活動制限）の状態の確認

本件診断書「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄の記載には、障害等級2級相当の記載、3級相当の記載及び非該当の記載が混在しており、「(3) 日常生活能力の程度」欄の記載は、「ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に該当し、これはおおむね障害等級2級程度となるが、能力障害（活動制限）の状態の判定については、「6 生活能力の状態」欄の記載全体の整合性を考慮し、さらに他の記載欄の内容も踏まえて総合的に判断する必要がある。

本件診断書を見ると、審査請求人は、日常生活・社会生活のいずれも、おおむねできるものもあるが、一定の援助を要する状況にあることが読み取れる。また、審査請求人は、在宅単身生活であるが、援助が恒常的に必要とされているとは認められないこと、自立訓練、訪問指導、訪問看護の指示等はなく、障害等級判定基準別添2「障害等級の基本的なとらえ方」において2級とされる「日常生活は困難な程度」にまで至っているとは考えられない。

(エ) 精神障害の程度の総合判定

上記(ア)～(ウ)を基に審査請求人の精神障害の程度を総合的に判定すると、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施行令」という。）第6条第3項の障害等級3級「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」

に該当すると言える。

以上の点を踏まえると、審査請求人の障害等級を3級とした処分庁の判断に不合理な点があったとは言えない。

ウ 上記以外の本件処分の違法性又は不当性について
他に本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

第3 審理員意見書の要旨

1 裁決についての考え方

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 理由

第2 2(2)と同様

第4 調査審議の経過

平成30年	1月29日	諮問の受付
同年	2月28日	第1回審議
同年	3月1日	川崎市長あて調査を実施
	同月2日	川崎市長から上記調査に対する回答の提出
	同月29日	第2回審議(処分庁からの聞き取り調査)
同年	5月14日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 審理手続の適正性について

本件審査請求の審理手続は、適正であると認められる。

2 審査会の判断について

(1) 本件処分に至る手続について

法令に従い適正に行われており、違法又は不当な点は見受けられない。

(2) 審査請求人の障害等級について

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定については、障害等級判定基準によると、診断書の記載内容に基づき、精神疾患の存在の確認、精神疾患(機能障害)の状態の確認、能力障害(活動制限)の状態の確認、精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされている。

ア 精神疾患の存在の確認

本件診断書を見ると、主たる精神障害として「気分障害」と記載され

ており、精神疾患を有していることが確認できる。

イ 精神疾患（機能障害）の状態の確認

本件診断書の「4 現在の病状、状態像等」を見ると、気分障害による機能障害として「(1) 抑鬱状態 ウ 憂鬱気分」のほか、「(7) 不安及び不穏 ア 強度の不安・恐怖感」がある旨記載されている。また、「5 4の病状、状態像等の具体的程度、病状、検査所見」には、「不安、抑うつ気分がくりかえし出現する。救急搬送を要する程の強い身体化症状を認める。対人場面での強い緊張、不安が妄想的解釈につながることもある。」と記載されているが、これらの記載だけでは、障害等級判定基準に照らしてどの障害等級に該当するかは判然としない。

ウ 能力障害（活動制限）の状態の確認

本件診断書について、「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄の記載を見ると、障害等級2級相当の記載、3級相当の記載及び非該当の記載が混在している。また、「6 生活能力の状態」の「(3) 日常生活能力の程度」欄の記載を見ると、「ウ 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」に該当しており、これはおおむね障害等級2級程度とされているが、障害等級の判定に当たっては、精神疾患の特性等を考慮して、総合的に判断する必要がある。

本件診断書の「6 生活能力の状態」の「(2) 日常生活能力の判定」欄の記載によると、審査請求人は、日常生活・社会生活のいずれにおいても、おおむねできるものもあるが、一定の援助を要する状況にあることが読み取れる。また、審査請求人は、自立訓練、訪問指導等の利用、訪問看護の指示を受けておらず、在宅単身生活を営んでいる。

エ 精神障害の程度の総合判定

審理員意見書においては、審査請求人の精神障害の程度を総合的に判定すると、障害等級2級とされる「日常生活は困難な程度」にまで至ってはならず、施行令第6条第3項の障害等級3級「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」に該当することから、処分庁の判断に不合理な点があったとは言えない、としている。

しかし、本件診断書によると、審査請求人の主たる精神障害は「気分障害」で入院歴があり、能力障害が発生する可能性があること、また、「7 6の生活能力の具体的程度、状態等」の記載から「援助が必須となる」状況があること等を踏まえると、障害等級3級としたことが妥当

であったかには疑義が残る。

なお、本件処分に当たり、処分庁が判定医から意見を聴取した際の記録によると、判定医3名のうち1名は、当初、障害等級2級と判定している。

(3) 本件処分について

審査請求人は、前回処分において障害等級2級と判定されているところ、審査請求の理由として「病状も良くなることもなく」と主張している。この主張を受け、当審査会が職権で調査を実施し、処分庁から前回の処分の際に審査請求人より提出された診断書（以下「前回診断書」という。）の開示を受けた。前回診断書は、本件診断書と同一の医師によって作成されたものであるが、その記載を本件診断書と比較すると、「5 4の病状、状態像等の具体的程度、病状、検査所見」の記載は一部異なるものの、その他の記載は同一であり、能力障害（活動制限）の状態が改善しているとは認められない。

上記のとおり、そもそも本件診断書に基づき障害等級3級としたことが妥当であったか疑義があることに加え、障害等級2級と判定した前回診断書と本件診断書の記載がほぼ同一であるにもかかわらず、処分庁が審査請求人の障害等級を前回処分よりも軽い3級とした合理的理由は明らかではない。この点において、本件処分における障害等級の判定を直ちに妥当と認めることはできない。

以上のことから、本件処分を取り消すこととし、処分庁において審査請求人の障害等級を改めて判定し、申請に対する処分を行うべきである。その際、審査請求人の障害等級を3級とする場合には、その理由を明確にするべきであると考える。

川崎市行政不服審査会

委員（部会長）	人	見	剛
委員	白	石	弘
委員	田	所	美